

東海市条例第 6 号

東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 44 年東海市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「549,000円」を「551,000円」に改め、同表副議長の項中「500,000円」を「502,000円」に改め、同表議員の項中「467,000円」を「469,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。